

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成 30 年 6 月 29 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1800003号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1800053号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA協同組合連合会におけるB共済組合員資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のC協同組合連合会D病院におけるB共済組合員資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和59年10月1日から昭和60年4月1日まで
② 昭和60年10月1日から昭和61年8月1日まで

昭和59年10月1日から昭和60年4月1日までの期間についてはE団体F病院、同年10月1日から昭和61年8月1日までの期間についてはE団体G病院において、ともに常時勤務していた。今まで3回、被保険者記録照会を日本年金機構に調査依頼しているが、E団体の上記2病院に勤務した期間のみ、記録が確認できない状況である。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、E団体F病院は、請求期間当時、「A協同組合連合会」の団体名でB共済組合に加入していたところ、A協同組合連合会を合併したC協同組合連合会から提出された請求者に係る職員名簿、事業主から提出された請求者の昭和59年分及び昭和60年分の給与所得の源泉徴収票並びに雇用保険の加入記録により、請求者が請求期間において同病院に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、上記源泉徴収票に記載された社会保険料控除額を検証したところ、健康保険料及び雇用保険料の合計額とおおむね一致していることから、B共済組合に係る掛金が含まれていなかったことが推認される。

また、事業主から提出された請求者の健康保険被保険者台帳によると、健康保険に加入していたと考えられる一方、事業主は請求者に係るH年金台帳はなく、請求者の請求期間に係る請求内容どおりの届出、B共済組合の掛金の納付及び給与からの控除について資料がなく不明である旨回答している。

2 請求期間②について、E団体G病院は、「C協同組合連合会D病院」の団体名でB共済組合に加入しているところ、C協同組合連合会から提出されたG病院の人事発令に係る資料及びI健康保険組合の回答により、請求者が請求期間において請求対象事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、事業主は請求者の請求期間に係る請求内容どおりの届出、B共済組合の掛金の納付及び給与からの控除を行ったかは資料が残っておらず不明である旨回答している。

また、C協同組合連合会から提出された昭和61年4月1日から同年7月31日までの期間に係る労働契約書の「16.賃金から控除」欄において、「③法の定めにもとづく社会保険の負担金」として記載されている「健康保険料・J年金掛金・雇用保険料」のうち「J年金掛金・雇用保険料」について、二重線で消されており、請求期間に係る雇用保険の加入記録はないことから、請求者は請求期間において健康保険にのみ加入し、B共済組合への加入の届出及び給与からの掛金の控除は行われていなかったと考えられる。

3 このほか、請求者の請求期間①及び②におけるB共済組合掛金の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者がB共済組合員として請求期間①及び②に係る共済組合掛金を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。